

全国健康保険協会定款の一部変更について



広報部鳥 けんぼん
©2018 協会けんぽ大阪支部

全国健康保険協会定款の一部変更について

全国健康保険協会定款中の別表2、別表3、別表4（1）、別表5及び別表6を次のように変更し、附則を次のように定める。

別表2（第37条及び第39条関係）

都道府県	一般保険料率	特定保険料率	基本保険料率
北海道	10.29%	3.57%	6.72%
青森県	9.79%	3.57%	6.22%
岩手県	9.77%	3.57%	6.20%
宮城県	10.05%	3.57%	6.48%
秋田県	9.86%	3.57%	6.29%
山形県	9.98%	3.57%	6.41%
福島県	9.53%	3.57%	5.96%
茨城県	9.73%	3.57%	6.16%
栃木県	9.96%	3.57%	6.39%
群馬県	9.76%	3.57%	6.19%
埼玉県	9.82%	3.57%	6.25%
千葉県	9.87%	3.57%	6.30%
東京都	10.00%	3.57%	6.43%
神奈川県	10.02%	3.57%	6.45%
新潟県	9.33%	3.57%	5.76%
富山県	9.57%	3.57%	6.00%
石川県	9.66%	3.57%	6.09%
福井県	9.91%	3.57%	6.34%
山梨県	9.67%	3.57%	6.10%
長野県	9.49%	3.57%	5.92%
岐阜県	9.80%	3.57%	6.23%
静岡県	9.75%	3.57%	6.18%
愛知県	10.01%	3.57%	6.44%
三重県	9.81%	3.57%	6.24%
滋賀県	9.73%	3.57%	6.16%
京都府	10.09%	3.57%	6.52%

大阪府	10.29%	3.57%	6.72%
兵庫県	10.17%	3.57%	6.60%
奈良県	10.14%	3.57%	6.57%
和歌山県	9.94%	3.57%	6.37%
鳥取県	9.82%	3.57%	6.25%
島根県	10.26%	3.57%	6.69%
岡山県	10.07%	3.57%	6.50%
広島県	9.92%	3.57%	6.35%
山口県	9.96%	3.57%	6.39%
徳島県	10.25%	3.57%	6.68%
香川県	10.23%	3.57%	6.66%
愛媛県	10.01%	3.57%	6.44%
高知県	10.10%	3.57%	6.53%
福岡県	10.36%	3.57%	6.79%
佐賀県	10.51%	3.57%	6.94%
長崎県	10.21%	3.57%	6.64%
熊本県	10.32%	3.57%	6.75%
大分県	10.20%	3.57%	6.63%
宮崎県	9.76%	3.57%	6.19%
鹿児島県	10.26%	3.57%	6.69%
沖縄県	9.89%	3.57%	6.32%

別表3 (第40条関係)

介護保険料率
1.82%

別表4（第41条関係）

(1) 介護保険第2号被保険者である日雇特例被保険者

1日につき、その者の標準賃金日額の等級に応じ、次の表に掲げる額

標準賃金日額の等級	日雇特例被保険者に関する保険料額	当該被保険者の負担すべき額	当該被保険者を使用する事業主の負担すべき額
第1級	450円	175円	275円
第2級	680円	260円	420円
第3級	880円	335円	545円
第4級	1,110円	425円	685円
第5級	1,350円	515円	835円
第6級	1,660円	635円	1,025円
第7級	2,040円	780円	1,260円
第8級	2,430円	930円	1,500円
第9級	2,810円	1,075円	1,735円
第10級	3,280円	1,255円	2,025円
第11級	3,820円	1,460円	2,360円

別表5（第52条及び第54条関係）

	一般保険料率	疾病保険料率	特定保険料率	基本保険料率	災害保健福祉保険料率
一般被保険者	10.85%	9.80%	2.80%	7.00%	1.05%
疾病任意継続被保険者	10.13%	9.80%	2.80%	7.00%	0.33%
後期高齢者医療の被保険者等である被保険者	0.88%	—	—	—	0.88%
独立行政法人等職員被保険者	0.33%	—	—	—	0.33%

別表6（第55条関係）

介護保険料率
1.69%

附 則

- 1 この変更は、令和5年3月1日から施行する。ただし、別表4（1）の改正規定は、同年4月1日から施行する。
- 2 変更後の別表2、別表3、別表5及び別表6の規定は、令和5年3月以後分の保険料額に係る保険料率について適用する。ただし、同月前分の保険料額並びに健保法第3条第4項及び船保法第2条第2項の規定による被保険者に関する同月分の保険料額に係る保険料率については、なお従前の例による。
- 3 疾病保険料率について、船保法附則第9条第1項の規定に基づき、令和5年3月分から令和6年2月分まで（疾病任意継続被保険者にあつては、令和5年4月分から令和6年3月分まで）の間、0.30%を控除するものとする。この場合において、第52条第1項及び別表5中「疾病保険料率」とあるのは、「疾病保険料率から0.30%を控除した率」と読み替えるものとする。

全国健康保険協会定款 新旧対照表 (改正部分のみ)

変更案				現行			
別表2 (第37条及び第39条関係)				別表2 (第37条及び第39条関係)			
都道府県	一般保険料率	特定保険料率	基本保険料率	都道府県	一般保険料率	特定保険料率	基本保険料率
北海道	10.29%	3.57%	6.72%	北海道	10.39%	3.43%	6.96%
青森県	9.79%	3.57%	6.22%	青森県	10.03%	3.43%	6.60%
岩手県	9.77%	3.57%	6.20%	岩手県	9.91%	3.43%	6.48%
宮城県	10.05%	3.57%	6.48%	宮城県	10.18%	3.43%	6.75%
秋田県	9.86%	3.57%	6.29%	秋田県	10.27%	3.43%	6.84%
山形県	9.98%	3.57%	6.41%	山形県	9.99%	3.43%	6.56%
福島県	9.53%	3.57%	5.96%	福島県	9.65%	3.43%	6.22%
茨城県	9.73%	3.57%	6.16%	茨城県	9.77%	3.43%	6.34%
栃木県	9.96%	3.57%	6.39%	栃木県	9.90%	3.43%	6.47%
群馬県	9.76%	3.57%	6.19%	群馬県	9.73%	3.43%	6.30%
埼玉県	9.82%	3.57%	6.25%	埼玉県	9.71%	3.43%	6.28%
千葉県	9.87%	3.57%	6.30%	千葉県	9.76%	3.43%	6.33%
東京都	10.00%	3.57%	6.43%	東京都	9.81%	3.43%	6.38%
神奈川県	10.02%	3.57%	6.45%	神奈川県	9.85%	3.43%	6.42%
新潟県	9.33%	3.57%	5.76%	新潟県	9.51%	3.43%	6.08%
富山県	9.57%	3.57%	6.00%	富山県	9.61%	3.43%	6.18%
石川県	9.66%	3.57%	6.09%	石川県	9.89%	3.43%	6.46%

福井県	<u>9.91%</u>	<u>3.57%</u>	<u>6.34%</u>	福井県	<u>9.96%</u>	<u>3.43%</u>	<u>6.53%</u>
山梨県	<u>9.67%</u>	<u>3.57%</u>	<u>6.10%</u>	山梨県	<u>9.66%</u>	<u>3.43%</u>	<u>6.23%</u>
長野県	<u>9.49%</u>	<u>3.57%</u>	<u>5.92%</u>	長野県	<u>9.67%</u>	<u>3.43%</u>	<u>6.24%</u>
岐阜県	<u>9.80%</u>	<u>3.57%</u>	<u>6.23%</u>	岐阜県	<u>9.82%</u>	<u>3.43%</u>	<u>6.39%</u>
静岡県	<u>9.75%</u>	<u>3.57%</u>	<u>6.18%</u>	静岡県	<u>9.75%</u>	<u>3.43%</u>	<u>6.32%</u>
愛知県	<u>10.01%</u>	<u>3.57%</u>	<u>6.44%</u>	愛知県	<u>9.93%</u>	<u>3.43%</u>	<u>6.50%</u>
三重県	<u>9.81%</u>	<u>3.57%</u>	<u>6.24%</u>	三重県	<u>9.91%</u>	<u>3.43%</u>	<u>6.48%</u>
滋賀県	<u>9.73%</u>	<u>3.57%</u>	<u>6.16%</u>	滋賀県	<u>9.83%</u>	<u>3.43%</u>	<u>6.40%</u>
京都府	<u>10.09%</u>	<u>3.57%</u>	<u>6.52%</u>	京都府	<u>9.95%</u>	<u>3.43%</u>	<u>6.52%</u>
大阪府	<u>10.29%</u>	<u>3.57%</u>	<u>6.72%</u>	大阪府	<u>10.22%</u>	<u>3.43%</u>	<u>6.79%</u>
兵庫県	<u>10.17%</u>	<u>3.57%</u>	<u>6.60%</u>	兵庫県	<u>10.13%</u>	<u>3.43%</u>	<u>6.70%</u>
奈良県	<u>10.14%</u>	<u>3.57%</u>	<u>6.57%</u>	奈良県	<u>9.96%</u>	<u>3.43%</u>	<u>6.53%</u>
和歌山県	<u>9.94%</u>	<u>3.57%</u>	<u>6.37%</u>	和歌山県	<u>10.18%</u>	<u>3.43%</u>	<u>6.75%</u>
鳥取県	<u>9.82%</u>	<u>3.57%</u>	<u>6.25%</u>	鳥取県	<u>9.94%</u>	<u>3.43%</u>	<u>6.51%</u>
島根県	<u>10.26%</u>	<u>3.57%</u>	<u>6.69%</u>	島根県	<u>10.35%</u>	<u>3.43%</u>	<u>6.92%</u>
岡山県	<u>10.07%</u>	<u>3.57%</u>	<u>6.50%</u>	岡山県	<u>10.25%</u>	<u>3.43%</u>	<u>6.82%</u>
広島県	<u>9.92%</u>	<u>3.57%</u>	<u>6.35%</u>	広島県	<u>10.09%</u>	<u>3.43%</u>	<u>6.66%</u>
山口県	<u>9.96%</u>	<u>3.57%</u>	<u>6.39%</u>	山口県	<u>10.15%</u>	<u>3.43%</u>	<u>6.72%</u>
徳島県	<u>10.25%</u>	<u>3.57%</u>	<u>6.68%</u>	徳島県	<u>10.43%</u>	<u>3.43%</u>	<u>7.00%</u>
香川県	<u>10.23%</u>	<u>3.57%</u>	<u>6.66%</u>	香川県	<u>10.34%</u>	<u>3.43%</u>	<u>6.91%</u>
愛媛県	<u>10.01%</u>	<u>3.57%</u>	<u>6.44%</u>	愛媛県	<u>10.26%</u>	<u>3.43%</u>	<u>6.83%</u>
高知県	<u>10.10%</u>	<u>3.57%</u>	<u>6.53%</u>	高知県	<u>10.30%</u>	<u>3.43%</u>	<u>6.87%</u>

福岡県	10.36%	3.57%	6.79%
佐賀県	10.51%	3.57%	6.94%
長崎県	10.21%	3.57%	6.64%
熊本県	10.32%	3.57%	6.75%
大分県	10.20%	3.57%	6.63%
宮崎県	9.76%	3.57%	6.19%
鹿児島県	10.26%	3.57%	6.69%
沖縄県	9.89%	3.57%	6.32%

別表3 (第40条関係)

介護保険料率
1.82%

別表4 (第41条関係)

(1) 介護保険第2号被保険者である日雇特例被保険者

1日につき、その者の標準賃金日額の等級に応じ、次の表に掲げる額

標準賃金日額の等級	日雇特例被保険者に関する保険料額	当該被保険者の負担すべき額	当該被保険者を使用する事業主の負担すべき額
第1級	450円	175円	275円
第2級	680円	260円	420円
第3級	880円	335円	545円
第4級	1,110円	425円	685円
第5級	1,350円	515円	835円
第6級	1,660円	635円	1,025円

福岡県	10.21%	3.43%	6.78%
佐賀県	11.00%	3.43%	7.57%
長崎県	10.47%	3.43%	7.04%
熊本県	10.45%	3.43%	7.02%
大分県	10.52%	3.43%	7.09%
宮崎県	10.14%	3.43%	6.71%
鹿児島県	10.65%	3.43%	7.22%
沖縄県	10.09%	3.43%	6.66%

別表3 (第40条関係)

介護保険料率
1.64%

別表4 (第41条関係)

(1) 介護保険第2号被保険者である日雇特例被保険者

1日につき、その者の標準賃金日額の等級に応じ、次の表に掲げる額

標準賃金日額の等級	日雇特例被保険者に関する保険料額	当該被保険者の負担すべき額	当該被保険者を使用する事業主の負担すべき額
第1級	440円	170円	270円
第2級	660円	255円	405円
第3級	860円	330円	530円
第4級	1,100円	420円	680円
第5級	1,320円	505円	815円
第6級	1,630円	625円	1,005円

第7級	2,040円	780円	1,260円
第8級	2,430円	930円	1,500円
第9級	2,810円	1,075円	1,735円
第10級	3,280円	1,255円	2,025円
第11級	3,820円	1,460円	2,360円

別表5 (第52条及び第54条関係)

	一般 保険料率	疾病 保険料率	特定 保険料率	基本 保険料率	災害保健 福祉 保険料率
一般被保険者	10.85%	9.80%	2.80%	7.00%	1.05%
疾病任意継続 被保険者	10.13%	9.80%	2.80%	7.00%	0.33%
後期高齢者医療 の被保険者等 である被保険者	0.88%	—	—	—	0.88%
独立行政法人等 職員被保険者	0.33%	—	—	—	0.33%

別表6 (第55条関係)

介護保険料率
1.69%

第7級	2,010円	770円	1,240円
第8級	2,390円	915円	1,475円
第9級	2,770円	1,060円	1,710円
第10級	3,230円	1,235円	1,995円
第11級	3,770円	1,440円	2,330円

別表5 (第52条及び第54条関係)

	一般 保険料率	疾病 保険料率	特定 保険料率	基本 保険料率	災害保健 福祉 保険料率
一般被保険者	10.75%	9.70%	2.62%	7.08%	1.05%
疾病任意継続 被保険者	10.03%	9.70%	2.62%	7.08%	0.33%
後期高齢者医療 の被保険者等 である被保険者	0.88%	—	—	—	0.88%
独立行政法人等 職員被保険者	0.33%	—	—	—	0.33%

別表6 (第55条関係)

介護保険料率
1.54%

附 則

- 1 この変更は、令和5年3月1日から施行する。ただし、別表4（1）の改正規定は、同年4月1日から施行する。
- 2 変更後の別表2、別表3、別表5及び別表6の規定は、令和5年3月以後分の保険料額に係る保険料率について適用する。ただし、同月前分の保険料額並びに健保法第3条第4項及び船保法第2条第2項の規定による被保険者に関する同月分の保険料額に係る保険料率については、なお従前の例による。
- 3 疾病保険料率について、船保法附則第9条第1項の規定に基づき、令和5年3月分から令和6年2月分まで（疾病任意継続被保険者にあつては、令和5年4月分から令和6年3月分まで）の間、0.30%を控除するものとする。この場合において、第52条第1項及び別表5中「疾病保険料率」とあるのは、「疾病保険料率から0.30%を控除した率」と読み替えるものとする。

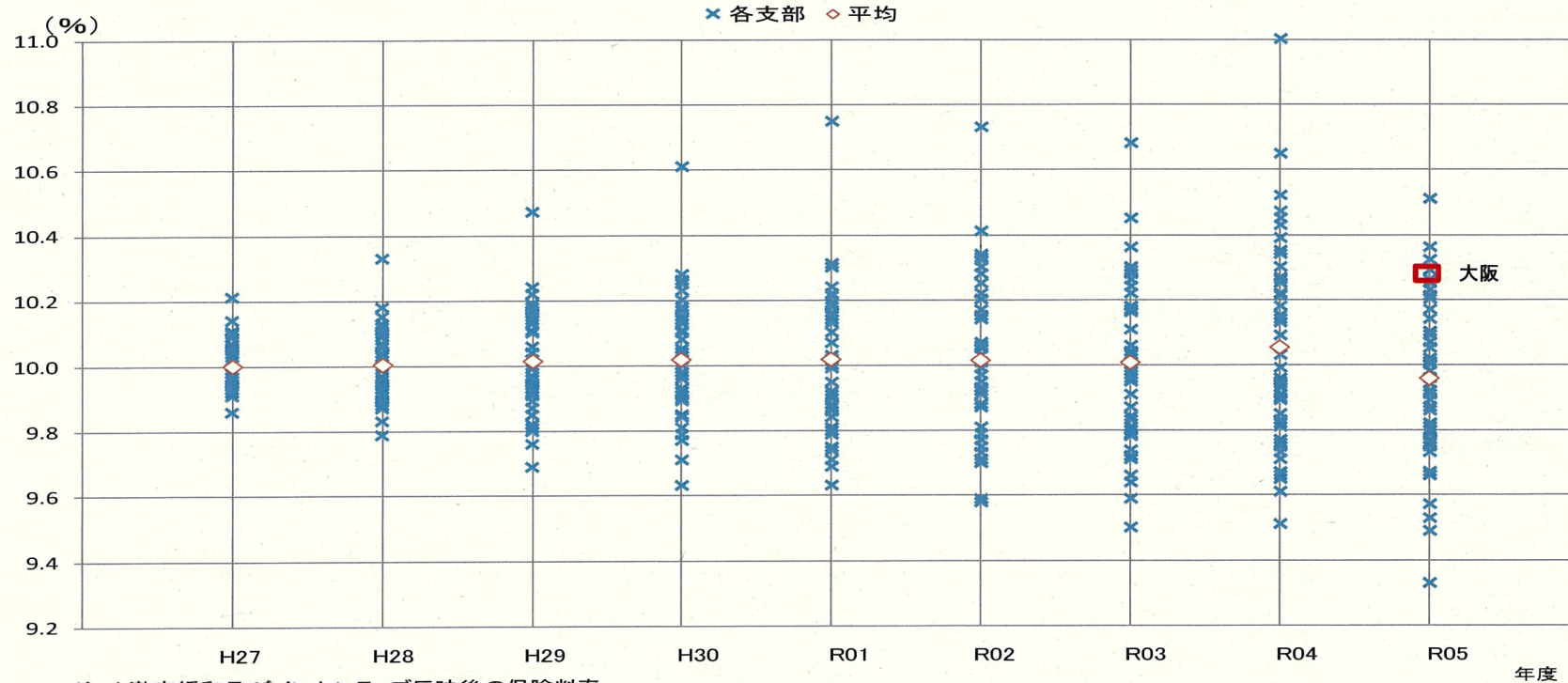
令和5年度都道府県単位保険料率の令和4年度からの変化

(単位: %)

		令和4年度保険料率	令和5年度保険料率	現在からの変化分
		(a)	(b)	(b)-(a)
	全 国	10.00	10.00	0.00
1	北 海 道	10.39	10.29	▲0.10
2	青 森	10.03	9.79	▲0.24
3	岩 手	9.91	9.77	▲0.14
4	宮 城	10.18	10.05	▲0.13
5	秋 田	10.27	9.86	▲0.41
6	山 形	9.99	9.98	▲0.01
7	福 島	9.65	9.53	▲0.12
8	茨 城	9.77	9.73	▲0.04
9	栃 木	9.90	9.96	+0.06
10	群 馬	9.73	9.76	+0.03
11	埼 玉	9.71	9.82	+0.11
12	千 葉	9.76	9.87	+0.11
13	東 京	9.81	10.00	+0.19
14	神 奈 川	9.85	10.02	+0.17
15	新 潟	9.51	9.33	▲0.18
16	富 山	9.61	9.57	▲0.04
17	石 川	9.89	9.66	▲0.23
18	福 井	9.96	9.91	▲0.05
19	山 梨	9.66	9.67	+0.01
20	長 野	9.67	9.49	▲0.18
21	岐 阜	9.82	9.80	▲0.02
22	静 岡	9.75	9.75	0.00
23	愛 知	9.93	10.01	+0.08
24	三 重	9.91	9.81	▲0.10
25	滋 賀	9.83	9.73	▲0.10
26	京 都	9.95	10.09	+0.14
27	大 阪	10.22	10.29	+0.07
28	兵 庫	10.13	10.17	+0.04
29	奈 良	9.96	10.14	+0.18
30	和 歌 山	10.18	9.94	▲0.24
31	鳥 取	9.94	9.82	▲0.12
32	島 根	10.35	10.26	▲0.09
33	岡 山	10.25	10.07	▲0.18
34	広 島	10.09	9.92	▲0.17
35	山 口	10.15	9.96	▲0.19
36	徳 島	10.43	10.25	▲0.18
37	香 川	10.34	10.23	▲0.11
38	愛 媛	10.26	10.01	▲0.25
39	高 知	10.30	10.10	▲0.20
40	福 岡	10.21	10.36	+0.15
41	佐 賀	11.00	10.51	▲0.49
42	長 崎	10.47	10.21	▲0.26
43	熊 本	10.45	10.32	▲0.13
44	大 分	10.52	10.20	▲0.32
45	宮 崎	10.14	9.76	▲0.38
46	鹿 児 島	10.65	10.26	▲0.39
47	沖 縄	10.09	9.89	▲0.20

都道府県単位保険料率の分散状況の推移

〇ここ数年の保険料率の分散の推移をみると、令和2年度までは、激変緩和措置の影響により前年度と比べて大きくなっており、令和4年度の分散については、新型コロナウイルス感染症の影響により、大きくなったが、令和5年度の分散については、令和3年度と同程度となった。



注1) 激変緩和及びインセンティブ反映後の保険料率。
 2) 「平均」は47支部の単純平均であり、全国平均(総報酬による加重平均)とは異なる。

	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05
平均	10.00	10.00	10.02	10.02	10.02	10.02	10.01	10.05	9.96
分散	0.005	0.010	0.022	0.030	0.044	0.057	0.061	0.092	0.063
標準偏差	0.071	0.101	0.147	0.174	0.209	0.238	0.248	0.303	0.250
激変緩和率	0.30	0.44	0.58	0.72	0.86	1.00	1.00	1.00	1.00
インセンティブ(%)	-	-	-	-	-	0.004	0.007	0.007	0.010
最高料率	10.21	10.33	10.47	10.61	10.75	10.73	10.68	11.00	10.51
最低料率	9.86	9.79	9.69	9.63	9.63	9.58	9.50	9.51	9.33

※分散とは、平均値からのばらつき具合を測る指標。値が大きくなるほど、ばらつきは大きい。なお、標準偏差は、分散の二乗根。

【支部長意見】

●10.29%(10.22%)

1. 意見の要旨

大阪支部の令和5年度保険料率を令和4年度保険料率10.22%から0.07%引き上げ、10.29%とすることについて、やむを得ないと考えます。

また、保険料率の変更時期について、令和5年4月納付分からで可と考えます。

2. 理由等

中長期的視点での、財政運営を勘案し、運営委員会での議論の集約におけるプロセスの中で平均保険料率の10%維持が決定し、それを前提とする都道府県単位の保険料率決定であり、決定方式に異論はなく、大阪支部の料率が示されたものと理解します。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症が経済環境に与えている影響を鑑み、かつその影響を大きく受ける中小企業の多い、大阪府においては経営的かつ生活面の視点で考えたとき、既に平均保険料率10%を超えている状況下で、更に0.07%引き上げをお願いせざる得ないことについて大阪支部長として断腸の思いです。

3. その他

①大阪支部の保険料率に関して、事業主・被保険者様へ、丁寧かつ分かりやすい広報や説明を行います。

②個別の意見として、国民皆保険を維持し、保険者の役割期待を発揮していくための、都道府県単位保険料率の決定方式について、再考見直しを要請します。

具体的には地域調整(所得・年齢調整)の在り方に関して、現行制度ができてから一定の期間が経過し、年々都道府県ごとの社会環境や協会けんぽに加入する事業主や加入者の変動がある状況で、その地域調整差が都道府県単位保険料率の決定に大きな影響を与えてくることは確実であり、財政面での中長期的シミュレーションの前提である平均保険料率の10%維持とともに、平均保険料率10%を維持するための都道府県単位保険料率のあるべき姿の検討、都道府県単位保険料率の格差の縮小に向けた施策も必要であると思料します。